

別表１－１（ワンストップ相談窓口）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（取手市）

創業支援等事業の目標
（目標の根拠） - 取手市では、令和６年３月に策定された基本計画「とりで未来創造プラン２０２４」において、創業支援等事業を市内産業活性化による地域の賑わいの創出のための重点事業として位置付けている。地域産業のさらなる活性化のためには、新たな産業の創出が不可欠であり、創業支援を重点的に行うことで、市内全体の産業活性の活性化につなげる。 - 取手市相談窓口の令和６年度実績は、創業支援対象者数１３人、創業者数０人であった。創業相談窓口の存在をＨＰ等で積極的にＰＲし、月１人、年間１２人の相談を受けることを目標とする。 - さらに、創業に関する様々な相談に対し、一般社団法人とりで起業家ネットワークや取手市商工会等の創業支援機関と連携を図ることにより、年間相談人数の３割の創業者創出を目標とする。 （目標数） - 創業支援対象者数：１２人　創業者数：４人
創業支援等事業の内容及び実施方法
（１）創業支援等事業の内容 ＜ワンストップ相談窓口＞【既存】 - 市役所内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、一般社団法人とりで起業家ネットワーク、商工会、市内金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は取手市産業振興課の職員３名を市の窓口配置し、業務時間内（平日８時３０分から１７時１５分まで）に随時相談対応を行う。また、中小企業診断士の資格を持つ他部署の市職員１名の協力を得て、より専門的な相談にも対応できる体制とする。 - なお、取手市においては、東京藝術大学キャンパスの立地に起因する若手アーティストの居住者が多いことが地域特性としてあげられる。本事業では、アーティストのスタートアップも創業と位置づけ、文化芸術セクションとも連携して支援にあたる。 - 取手市窓口では、市、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、市内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする（情報についてはＨＰでも公開）。 - また、取手市は、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、一般社団法人とりで起業家支援ネットワークや取手市商工会が実施する創業支援等事業を紹介する等、他の創業支援機関と連携して支援を行う。 - 創業支援のサイトを市ＨＰに立ち上げ、施策一覧、創業支援機関一覧を掲載する。 - 創業に必要な要素別の各創業支援機関の役割は以下とする。 ＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞ - ターゲット市場の見つけ方 - 一般社団法人とりで起業家支援ネットワークや取手市商工会が市場ニーズを把握し、情報提供する。また、取手市が力を入れて伸ばしていきたい市場について、ニーズ調査や事業者が行う調査への補助を実施する。一般社団法人とりで起業家支援ネットワークや取手市商工会が、今後伸びそうな市場についてアドバイスを実施する。 - ビジネスモデルの構築の仕方

一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク、取手市商工会及び市内金融機関が、顧客ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、取手市商工会や龍ヶ崎市商工会が創業スクール等を行い、市と連携してビジネスモデル構築に向けた講義を行う。

一般社団法人とりで起業家支援ネットワークが、インキュベーションオフィス「Match-hako」の提供を行いつつ、相談内容にあった専門家「Match-adviser」が、財務、税務等の専門分野において、ビジネスモデルについてのアドバイスを行いブラッシュアップする。

また、個人が直接来店する業種で市内の空き店舗を活用して開業する場合、賃料の一部を市が補助し、採算のとれるビジネスモデルの構築を支援する。

3. 売れる商品・サービスの作り方

商品・サービスに対しては、一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク、Match-adviser、取手市商工会が内容に応じて専門的知見に基づき、強み、弱みを分析しアドバイスを行う。

4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク、取手市商工会が、販売先、ターゲット、販売方法、価格等へのアドバイスを行う。

5. 資金調達

日本政策金融公庫、市内金融機関が資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、取手市が制度融資を行う。また、取手市商工会が資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

スタートアップの補助として、一般社団法人とりで起業家支援ネットワークが実施する起業家カード発行事業（別表2-4）において起業家カードが発行された起業家に対して、申請に基づき、市が創業時に係る必要な初期費用として補助金を交付する。

6. 事業計画書の作成

一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク、取手市商工会が、事業計画書の策定についてアドバイスを行う。

また、補助金等の申請については、取手市商工会等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

7. 許認可、手続き

取手市が、担当課において、創業に係る手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。

また、より詳細な知識を必要とする場合には、Match-adviserから、税務、労務管理、企業手続きのアドバイスを行う。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

一般社団法人とりで起業家支援ネットワークと取手市商工会が連携し、創業後の市内への受け込みや、今後の事業展開や新分野への進出可能性について継続的なアドバイスを行う。

<関連する取手市の施策>

・取手市産業振興チャレンジ支援事業補助金

取手市は、一般社団法人とりで起業家支援ネットワークで起業家カードを発行された起業家に対して、申請に基づき、1万円を限度に補助金を交付する。なお、補助金の対

象となる経費は、市内で提供されたサービスや商品のみとする。

<創業支援機関との連携>

各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者等の情報に対しては、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、本市と一般社団法人とりで起業家支援ネットワークが情報の集約・一元化を図り「創業支援記録」を作成する。当記録により、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

- ・創業スクールとりで（別表２－１）、創業スクール（別表２－２）において、１か月以上にわたり、４回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓についての４つの知識が身につく講義をそれぞれ受講し、６回の講義のうち５回以上に出席したことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、取手市が本人申請に応じ証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を取手市が把握することとし、創業支援対象者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。
- ・必要に応じて、龍ケ崎市と連携して事業を行うことで、より効果的に事業を行うとともに、地域経済の活性化を図っていくこととする。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告を電話、メールにて確認する。
- ・創業後についても、市内金融機関、取手市商工会、一般社団法人とりで起業家支援ネットワークと連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、取手市の広報紙やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど、広くＰＲする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

（２）創業支援等事業の実施方法

- ・取手市産業振興課に担当者３名を配置し、一般社団法人とりで起業家支援ネットワークや取手市商工会と連携したワンストップ相談窓口を設置する。また、創業支援に関する情報を、市ＨＰに掲載し、創業相談窓口を広くＰＲする。
- ・必要な予算については、可能な範囲で市が手当てすることとする。
- ・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、取手市が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、「創業支援記録」を作成し、創業支援機関と共有を図る。
- ・創業支援機関との連携を密にするため、月に１回程度、定例会議を開催し、各創業支援機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成２８年２月３日～ 令和１０年３月３１日

変更箇所については、令和８年６月２５日～令和１０年３月３１日

別表２－１（創業スクールとりで）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 取手市商工会 (2) 住所 茨城県取手市取手2丁目14番23号 (3) 代表者の氏名 会長 菊地 城一郎 (4) 連絡先 0297-73-1365
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) 目標数は、6回コース（年間1回）で30人の受講者数を目標とする。受講者は、創業準備期と創業期が混在することが想定されるが、創業準備期の受講者のうち2割が創業することを旨とする。 (目標数) ・創業支援対象者：30人 創業者：6人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <創業スクールとりで> 【既存・特定創業支援等事業】 ・創業前・創業期（創業3年未満を想定）のかたを主な対象に、経営に関する基礎知識を中小企業診断士等の専門家から習得し、市内起業家数の増加、市内産業の活性化を目的に、広く経営に関する知識を習得することができる、実践型の創業スクールを年1回実施する。 ・開催期間は、6～8月を予定し、各種テーマで専門家による講義を実施する。 ・受講生に対しては、受講終了後も、商工会の経営指導員等がフォローし、確実な創業に繋げるとともに、伴走支援を行うことで企業実態を正確に把握し、創業後の支援を継続的に実施する。 <特定創業支援等事業について> ・1か月以上にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓についての4つの知識が身につく講義をそれぞれ受講し、6回の講義のうち5回以上に出席したことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 「創業スクールとりで」（案） ・創業の心得について【中小企業診断士】<経営> ・マーケティングについて【中小企業診断士】<販路開拓> ・開業初期に必要な届出や経理処理について【税理士】<財務> ・収支計画について【中小企業診断士】<財務> ・労務管理の基礎知識と人材育成について【社会保険労務士】<労務、人材育成> ・創業計画書の作成について【中小企業診断士】<経営> (2) 創業支援等事業の実施方法 ・本スクールの運営については、取手市商工会が行い、市と連携して実施する。 ・スクール会場は取手市商工会で実施することとし、諸事情により会場の手配がつかないときは、市役所庁舎や公共施設等を会場にする。 ・周知方法については、ポスター・チラシを作成して市と商工会、Matchが連携して関係機関に配布し、さらに取手市の広報紙やHP、商工会、MatchのHP、SNS等で広く案内する。 ・受講者情報については、受講者の了解を得て、取手市商工会と共有し、その後の状況等

についてフォローしていく。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、取手市商工会が、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに取手市及び龍ケ崎市に提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する ・特定創業支援等事業の資格を満たした者に対しては、取手市の融資制度、空き店舗活用補助金等を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、その後の創業の有無や実績等を電話、メールにて確認する。事業の実績、その後の状況など情報共有を行い、必要に応じて継続的な支援を行う。
計画期間
平成28年8月31日～令和10年3月31日 変更箇所については、令和8年6月25日～令和10年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第17回認定日以降の申請が対象となる。

別表２－２（創業スクール）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 龍ヶ崎市商工会 (2) 住所 茨城県龍ヶ崎市上町４２６４－１ (3) 代表者の氏名 会長 塚本 裕 (4) 連絡先 ０２９７－６２－１４４４
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) ・目標数は、５回コース（年間１回）で３０人の受講者を目標とする。受講者は、創業準備層と創業者が混在するが、創業準備者のうち２割が創業することを目指す。
(目標数) ・創業支援対象者：３０人 創業者：６人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <創業スクール>【既存・特定創業支援等事業】 ・起業するまでの実務を一通り学べる全５回コースのスクールを実施する。全５回コースのスクールでは、経営、財務、人材育成、販路開拓に加え、起業家マインド、事業計画立案プロセスなども習得できるものとする。
<特定創業支援等事業について> ・全５回コースの創業スクールにおいて、４回以上出席し、１か月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の４つの知識が身につくスクールを受講し、全体の８割以上出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、取手市が証明書を発行する。
【経営１】ビジョン理念・方針、事業計画の基礎 【財務】経営管理 【人材育成】人事・労務管理 【販路開拓】マーケティング 【経営２】開業に必要な手続き
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに龍ヶ崎市及び取手市に提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。 ・特定創業支援等事業計画の資格を満たした者に対しては、龍ヶ崎市の補助制度等を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、その後の創業の有無や実績等を電話、メールにて確認する。 事業の実績、その後の状況等によって、各創業支援機関との情報共有を行い、必要に応じて継続的な支援を行う。 ・周知方法については、龍ヶ崎市と連携し、市公式ホームページや市広報誌をはじめ、龍ヶ崎市商工会ホームページに掲載するとともに、起業情報誌などを活用して広く周知を行う。 ・スクール会場は、M a t c h - h a k o 龍ヶ崎で行う。また、必要に応じてオンラインツール等を活用し、開催する。

計画期間
令和2年5月13日～令和10年3月31日 変更箇所については、令和8年4月1日～令和10年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

別表２－３（インキュベーション事業）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人 とりで起業家支援ネットワーク (2) 住所 茨城県取手市新町1丁目9番1号501区画 (3) 代表者の氏名 代表理事 宇津井 志穂 (4) 連絡先 0297-79-6566
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) ・令和6年度、インキュベーションオフィス「Ma t c h－h a k o」の新規会員は30人であった。そのうち、支援対象者は10人であり、創業者は4人であった。 ・これを踏まえ、目標数は、新規会員数を40人、その5割の20人を創業支援対象者とし、うち6割の12人の創業実現を目指す。
(目標数) ・創業支援対象者数：20人 創業者数：12人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・ワタシの街のレンタルオフィス「Ma t c h－h a k o」（マッチ箱） ・取手駅前の商業施設の空きテナントを活用し、インキュベーションオフィスを開設する。オフィスでは、国、県、市の支援内容はもちろん、金融機関や商工会とも連携し、創業に必要な情報を集約する。創業時の相談は「Ma t c h－a d v i s e r」という士業等の専門家が対応し、内容に応じた専門家に相談できる体制を構築する。また、茨城県よろず支援拠点とも連携し、高度なバックアップ体制を構築する。 ・施設では、個室、ブース席、フリースペースを提供し、住所登記も可能とすることで、創業しやすい環境を提供する。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・施設は、取手駅前の民間商業施設の空きフロアに設置する。 ・施設利用申し込み時に、利用者が所有する交通カードなどのフェリカ（S u i c a、P A S M O等）をカードキーとして設定し、利用者の管理をする。 ・Ma t c h－h a k oは一般社団法人とりで起業家支援ネットワークが管理運営し、取手市役所、Ma t c h－a d v i s e r（士業）Ma t c h－s u p p o r t e r（起業応援団）、取手市商工会、金融機関と連携し、それぞれのサービスや創業支援の総合的窓口の役割も担う。 ・当事業の周知方法については、取手市の広報紙やHP、Ma t c hのHP、SNS等で広く案内する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成28年2月3日～令和10年3月31日 変更箇所については、令和8年6月25日～令和10年3月31日

別表２－４（起業家カード発行事業）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人 とりで起業家支援ネットワーク (2) 住所 茨城県取手市新町1丁目9番1号501区画 (3) 代表者の氏名 代表理事 宇津井 志穂 (4) 連絡先 0297-79-6566
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) 現在、個人の創業数を正確に把握する制度がないため、全国初となる起業家登録会員制度を創出する。創業を自己申告した者を起業家として登録し、「起業家カード」を発行する。 起業家カード発行数の実績は、平成27年度から令和6年度までの合計で168枚である。 起業家は、起業日から3年までは起業家カードの申請ができる。創業支援対象者数はMatch-card発行者数とし、目標数は20人／年度とする。 創業者数は、そのうち当該年度内に、開業届または法人設立届を提出された者とする。令和6年度実績は、起業家カード9枚の発行のうち、創業者数は5人であった。この実績を踏まえて、創業支援者数20人のうち5割の10人を目標とする。 (目標数) ・創業支援対象者数：20人 創業者数：10人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・取手起業家登録カード「Match-card」（マッチ・カード） ・創業者数を把握するためには、法人設立届件数及び開業届件数が根拠となるが、開業届件数はその把握が難しい。そこで、創業者自身が、自己申告すれば起業家カードが発行されるシステムを創出した。 ・起業家カード会員は、レンタルオフィスを割引で利用できる。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・創業者は、一般社団法人とりで起業家ネットワークのHPから起業家カードを申し込むと審査を経て起業家カード会員として登録される。確認のメールが届いたら、Match-hakoの受付で個人を特定できるもの（免許証、保険証等）を提示し、起業家カードを受け取る。 ・取手市は、起業家カードが発行された起業家の申請に基づき、起業のための初期費用として1万円を限度に産業振興チャレンジ支援事業補助金を交付する。補助金対象となる経費は、市内で提供されたサービスや商品のみとする。 ・当事業の周知方法については、取手市HP、MatchのHP、SNS等で広く案内する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成28年2月3日～令和10年3月31日 変更箇所については、令和8年6月25日～令和10年3月31日